

# しずおかスポーツ人材バンク「運動部活動バンク」運営要項

静岡県教育委員会  
(公財)静岡県体育協会

## 1 趣旨

この要項は、しずおかスポーツ人材バンク（以下「バンク」という。）設置要領に基づき、静岡県教育委員会（以下「県教委」という。）から委託を受けた公益財団法人静岡県体育協会（以下「県体協」という。）がバンクの円滑な運営を図るとともに、以下の登録された指導者を学校の運動部活動に紹介するために必要な事項を定めるものとする。

## 2 登録認定要件

バンク登録を認定するスポーツ指導者（以下「指導者」という。）の要件は、次のとおりとし、2つ以上を必要とする。

- (1) 県体協が推薦した者
- (2) 県教委が推薦した者
- (3) 競技団体が推薦した者
- (4) 学校長が推薦した者
- (5) 日本体育協会等の公認指導者
- (6) 外部指導者経験者
- (7) 教員免許保有者
- (8) 登録認定研修会の受講者

## 3 登録手順

指導者及び指導者紹介依頼者（以下、「依頼者」という。）のバンクへの登録は、次の手順により行うものとする。

- (1) バンク登録を希望する指導者は、登録申請書等を提出する。
- (2) バンク登録を希望する依頼者は、指導者紹介依頼書を提出する。
- (3) 県教委及び県体協は、認定指導者証を発行する。
- (4) 県体協は、認定指導者のデータをバンクに入力する。
- (5) 県体協は、依頼者のデータをバンクに入力する。

## 4 登録期間

- (1) 指導者の登録期間は、2年間とする。
- (2) 依頼者の登録期限は、依頼期間または指導者を採用するまでとする。

## 5 登録内容の変更

登録内容に変更が生じた場合は、指導者及び依頼者は速やかに県体協へ報告することとする。

## 6 登録更新要件

登録更新する指導者の要件は、次のとおりとする。

- (1) 研修会を2年間で1回以上受講した者
- (2) 2年間の登録期間の活動報告書を提出した者

## 7 登録抹消

下記に該当した場合、登録抹消とする。

- (1) 指導者及び依頼者より登録抹消の申出があった場合
- (2) 指導者の連絡先が不明となった場合
- (3) 虚偽の申請内容やバンクの社会的信用失墜行為等があった場合

## 8 情報管理

指導者及び依頼者から収集の情報は、セキュリティーを重視し、次のとおり管理するものとする。

- (1) 情報は、指導者と依頼者のマッチングのため、県体協（コーディネーター）が使用する。また、必要に応じて、県教委が使用する。
- (2) 県体協ホームページ（HP）には、指導者及び依頼者の承諾を得て、検索が可能な最小限の情報を掲載する。

## 9 運用手順

バンクの活用は、次の手順で行うものとする。

- (1) 県体協は、条件が適合する候補となる登録指導者及び登録依頼者を検索する。
- (2) 県体協は、候補の指導者に「依頼者データ」を伝え、マッチング開始の承諾を得る。
- (3) 県体協は、依頼者に「指導者データ」を伝え、マッチングを開始する。
- (4) 依頼者は、県体協及び候補の指導者に連絡をし、面接を行ない、具体的な内容を交渉する。
- (5) 県体協は、原則として依頼者と指導者の面接に立会い調整する。
- (6) 依頼者は、指導者と仮契約を取り交わす。
- (7) 指導者は、部活動を3回程度の試行指導を行なう。
- (8) 依頼者は、正式に契約を取り交わしたことを県体協に報告する。
- (9) 県体協は、指導者の稼働状況データをバンクに入力し、「依頼者データ」を消去する。
- (10) 県体協（コーディネーター）は、依頼者と指導者からの相談等に対応する。
- (11) 依頼者と指導者は、指導状況についての評価書を県体協に提出する。

## 10 指導経費

指導者に対する謝金及び交通費は、依頼者と指導者の協議により決定する。

## 付 則

この要項は、平成28年6月10日から実施する。